

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年9月18日（金）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債に係る同意等（9月臨時協議分等）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

山中地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和2年度地方債同意等額（9月臨時協議分等）について

1. 同意等額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債協議等に基づき、同意等額を通知。

(単位：億円)

	既通知等額 (1次協議分 +届出) (A)	今回 通知額 (B)	今回			合計 (A+B)	地方債 計画額
			当初 予算分	補正予算 1号	補正予算 2号		
通常 収支分	(128) 95,900	(0.1) 4,950	(0.1) 4,885	59	6	(128) 100,850	(249) 118,579
東日本 大震災分	(-) 73	-	-	-	-	(-) 73	(2) 24
総計	(128) 95,973	(128) 4,950	(0.1) 4,885	59	6	(128) 100,923	(251) 118,603

※ () 書きは、国の予算等貸付金債であり、外数である。

- 今回、同意等額を通知する主な事業債
 臨時財政対策債（3,616億円）、公共事業等債（266億円）、
 病院事業・介護サービス事業債（230億円）、
 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（157億円）

2. 同意予定通知日

9月30日（水）

○ 地方債同意等額について(令和2年度9月臨時協議・補正予算(第1号)・補正予算(第2号))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (8月分まで) B	既同意等額 C	同意等額 (臨時協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	60,338	13,783	37,506	894	52,182	8,156	86.5%
公共事業等	16,195	4,551	9,596	266	14,412	1,783	89.0%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	4,778	709	1,922	157	2,788	1,990	58.3%
公営住宅建設事業	1,110	544	824	11	1,378	▲268	124.1%
災害復旧事業	1,766	22	990	3	1,015	751	57.5%
教育・福祉施設等整備事業	3,327	931	4,283	126	5,339	▲2,012	160.5%
学校教育施設等	1,223	419	1,719	99	2,237	▲1,014	182.9%
社会福祉施設	373	141	312	4	456	▲83	122.2%
一般廃棄物処理	639	156	1,702	9	1,867	▲1,228	292.2%
一般補助施設等	552	113	371	14	499	53	90.3%
施設(一般財源化分)	540	102	179	0	281	259	52.0%
一般単独事業	26,807	6,925	15,826	305	23,056	3,751	86.0%
一般	2,605	2,689	2,856	9	5,554	▲2,949	213.2%
地域活性化	690	189	465	10	663	27	96.1%
防災対策	871	101	358	28	486	385	55.8%
地方道路等	3,221	2,518	1,308	7	3,832	▲611	119.0%
旧合併特例	6,200	134	3,281	54	3,470	2,730	56.0%
緊急防災・減災	5,000	356	3,681	40	4,076	924	81.5%
公共施設等適正管理	4,320	522	2,632	30	3,184	1,136	73.7%
緊急自然災害防止対策	3,000	312	1,070	120	1,503	1,497	50.1%
緊急浚渫推進事業	900	106	174	8	288	612	32.0%
辺地及び過疎対策事業	5,210	-	3,959	26	3,985	1,225	76.5%
辺地対策	510	-	411	-	411	99	80.7%
過疎対策	4,700	-	3,548	26	3,574	1,126	76.0%
公共用地先行取得等事業	345	102	106	-	208	137	60.3%
行政改革推進	700	-	-	-	-	700	-
調整	100	-	-	-	-	100	-
公営企業債	25,708	1,404	20,470	277	22,152	3,556	86.2%
水道事業	5,570	11	4,932	8	4,950	620	88.9%
工業用水道事業	338	-	324	-	324	14	95.7%
交通事業	1,633	270	1,162	15	1,447	186	88.6%
電気事業・ガス事業	260	-	228	-	228	32	87.9%
港湾整備事業	555	58	417	1	476	79	85.8%
病院事業・介護サービス事業	3,817	218	2,792	230	3,241	576	84.9%
市場事業・と畜場事業	343	14	120	6	140	203	40.7%
地域開発事業	708	29	357	-	386	322	54.6%
下水道事業	12,383	802	10,077	17	10,896	1,487	88.0%
観光その他事業	101	1	61	-	63	38	62.2%
臨時財政対策債	31,398	5,453	17,261	3,616	26,330	5,068	83.9%
退職手当債	800	-	-	-	-	800	-
補正予算債	275	16	6	65	87	188	31.7%
国の予算等貸付金債	(249)	(63)	(65)	0	(128)	(121)	51.4%
合計	118,519	20,657	75,243	4,852	100,752	17,767	85.0%
減収補填債	60	-	-	59	59	-	-
猶予特例債	-	-	-	40	40	-	-
総計	(249)	(63)	(65)	(0)	(128)	(121)	85.0%
	118,579	20,657	75,243	4,950	100,850	17,767	85.0%

(注1)四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2)国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (8月分まで)	既同意等額 C	同意等額 (臨時協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
		B					
一般会計債	22	-	70	-	70	▲48	320.1%
公営住宅建設事業	14	-	14	-	14	▲0	101.4%
災害復旧事業	7	-	2	-	2	5	27.9%
一般補助施設等※※	-	-	54	-	54	-	-
一般単独事業	1	-	0	-	0	1	16.4%
公営企業債	2	-	3	-	3	▲1	137.9%
水道事業	1	-	2	-	2	▲1	230.7%
下水道事業	1	-	0	-	0	1	45.1%
国の予算等貸付金債	(2)	-	-	-	-	(2)	-
総計	(2) 24	-	- 73	-	- 73	(2) ▲49	- 304.9%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (8月分まで)	既同意等額 C	同意等額 (臨時協議) D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
		B					
1 通常収支分	(249) 118,579	(63) 20,657	(65) 75,243	(0) 4,950	(128) 100,850	(121) 17,767	85.0%
2 東日本大震災分	(2) 24	-	- 73	-	- 73	(2) ▲49	304.9%
合計	(251) 118,603	(63) 20,657	(65) 75,316	(0) 4,950	(128) 100,923	(123) 17,718	85.1%

(注1) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注2) 国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。